

事務連絡  
令和7年5月23日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定関連通知の正誤について（その8）

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。  
標記の件については、「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（令和7年3月31日障発0331第21号・こ支障第86号）を、別紙のとおり訂正することとしますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

- 別紙1 「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について」の訂正について

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P.89行目	<p>第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表(平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。)に関する事項</p> <p>1 通則</p> <p>(1) 算定上における端数処理について</p> <p>① 単位数算定の際の端数処理</p> <p>単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る。)を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。</p> <p>ただし、情報公表未報告減算、業務継続計画未策定減算、身体拘束廃止未実施減算、虐待防止措置未実施減算、特定事業所加算、特別地域加算及び同一建物減算を算定する場合については、対象となる基本報酬の単位数に当該加減算の割合を乗じて、<u>当該加減算の単位数を算定することとし、福祉・介護職員等処遇改善加算を算定する場合については、基本報酬及び各種加算</u></p>	<p>第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表(平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。)に関する事項</p> <p>1 通則</p> <p>(1) 算定上における端数処理について</p> <p>① 単位数算定の際の端数処理</p> <p>単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る。)を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。</p> <p>ただし、情報公表未報告減算、業務継続計画未策定減算、身体拘束廃止未実施減算、虐待防止措置未実施減算、特定事業所加算、特別地域加算及び同一建物減算を算定する場合については、対象となる基本報酬の単位数に当該加減算の割合を乗じて、<u>当該加減算の単位数を算定することとし、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉</u></p>

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
		<p>を算定した単位数の合計に当該加算の割合を乗じて、当該加算の単位数を算定することとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>・<u>介護職員等ベースアップ等支援加算</u>を算定する場合については、基本報酬及び各種加算を算定した単位数の合計に当該加算の割合を乗じて、当該加算の単位数を算定することとする。</p> <p>(以下略)</p>
2	P.73 16行目	<p>2 介護給付費</p> <p>(1) 居宅介護サービス費</p> <p>①～⑱ (略)</p> <p>⑳ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>の取扱いについて</p> <p><u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>の内容については、別途通知(「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和7年3月7日付け障障発 0307 第1号、こ支障第11号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知))を参照すること。</p>	<p>2 介護給付費</p> <p>(1) 居宅介護サービス費</p> <p>①～⑱ (略)</p> <p>⑳ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>の取扱いについて<u>福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>の内容については、別途通知(「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和6年3月26日付け障障発 0326 第4号、こ支障第86号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知))を参照すること。</p>
3	P.91 4行目	<p>(2) 重度訪問介護サービス費</p> <p>①～⑰ (略)</p> <p>⑱ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>の取扱いについて</p> <p>報酬告示第2の6の<u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p>	<p>(2) 重度訪問介護サービス費</p> <p>①～⑰ (略)</p> <p>⑱ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>の取扱いについて</p>

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
			報酬告示第2の6、7及び8の <u>福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u> については、2の(1)の⑳の規定を準用する。
4	P.97 3行目	(3) 同行援護サービス費 ①～⑭ (略) ⑮ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u> の取扱いについて 報酬告示第3の5の <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u> については、2の(1)の⑳の規定を準用する。	(3) 同行援護サービス費 ①～⑭ (略) ⑮ <u>福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u> の取扱いについて 報酬告示第3の5、6及び7の <u>福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u> については、2の(1)の⑳の規定を準用する。
5	P.103 1行目	(4) 行動援護サービス費 ①～⑬ (略) ⑭ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u> の取扱いについて 報酬告示第4の5の <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u> については、2の(1)の⑳の規定を準用する。	(4) 行動援護サービス費 ①～⑬ (略) ⑭ <u>福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u> の取扱いについて 報酬告示第4の5、6及び7の <u>福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u> については、2の(1)の⑳の規定を準用する。
6	P.112 21行目	(5) 療養介護サービス費 ①～⑦ (略)	(5) 療養介護サービス費 ①～⑦ (略)

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
		<p>⑧ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>の取扱いについて 報酬告示第5の6の<u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u> については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p>	<p>⑧ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定 処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支 援加算</u>の取扱いについて 報酬告示第5の6、7及び8の<u>福祉・介護職員等処遇改 善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉 ・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>については、2の (1)の⑳の規定を準用する。</p>
7	P. 149 23 行目	<p>(6) 生活介護サービス費 ①～⑳ (略) ㉔ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>の取扱いについて 報酬告示第6の14の<u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u> については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p>	<p>(6) 生活介護サービス費 ①～⑳ (略) ㉔ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定 処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支 援加算</u>の取扱いについて 報酬告示第6の14、15及び16の<u>福祉・介護職員等 処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>については、 2の(1)の⑳の規定を準用する。</p>
8	P. 175 13 行目	<p>(7) 短期入所サービス費 ①～㉔ (略) ㉗ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>の取扱いについて 報酬告示第7の14の<u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u> については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p>	<p>(7) 短期入所サービス費 ①～㉔ (略) ㉗ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定 処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支 援加算</u>の取扱いについて 報酬告示第7の14、15及び16の<u>福祉・介護職員等 処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>については、</p>

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
			2の(1)の⑳の規定を準用する。
9	P. 180 22 行目	<p>(8) 重度障害者等包括支援サービス費</p> <p>①～⑭ (略)</p> <p>⑮ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>の取扱いについて報酬告示第8の3の<u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p>	<p>(8) 重度障害者等包括支援サービス費</p> <p>①～⑭ (略)</p> <p>⑮ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>の取扱いについて報酬告示第8の3、4及び5の<u>福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p>
10	P. 215 23 行目	<p>(9) 施設入所支援サービス費</p> <p>①～⑳ (略)</p> <p>㉑ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>の取扱いについて報酬告示第9の14の<u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p>	<p>(9) 施設入所支援サービス費</p> <p>①～㉑ (略)</p> <p>㉒ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>の取扱いについて報酬告示第9の14、15及び16の<u>福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p>
11	P. 225 21 行目	<p>3 訓練等給付費</p> <p>(1) 機能訓練サービス費</p> <p>①～⑰ (略)</p> <p>⑱ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>の取扱いについて報酬告示第10の9の<u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u></p>	<p>3 訓練等給付費</p> <p>(1) 機能訓練サービス費</p> <p>①～⑰ (略)</p> <p>⑱ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支</u></p>

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
		については、2の(1)の⑳の規定を準用する。	<u>援加算の取扱いについて</u> 報酬告示第10の9、10及び11の <u>福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u> については、2の(1)の⑳の規定を準用する。
12	P. 253 17行目	(2) 生活訓練サービス費 ①～⑳ (略) ㉓ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u> の取扱いについて 報酬告示第11の13の <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u> については、2の(1)の⑳の規定を準用する。	(2) 生活訓練サービス費 ①～⑳ (略) ㉓ <u>福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u> の取扱いについて 報酬告示第11の13、14及び15の <u>福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u> については、2の(1)の⑳の規定を準用する。
13	P. 275 4行目	(3) 就労移行支援サービス費 ①～㉑ (略) ㉒ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u> の取扱いについて 報酬告示第12の16の <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u> については、2の(1)の⑳の規定を準用する。	(3) 就労移行支援サービス費 ①～㉑ (略) ㉒ <u>福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u> の取扱いについて 報酬告示第12の16、17及び18の <u>福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u> については、2の(1)の⑳の規定を準用する。
14	P. 285 6行目	(4) 就労継続支援A型サービス費	(4) 就労継続支援A型サービス費

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
		<p>①～⑳ (略)</p> <p>㉑ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>の取扱いについて報酬告示第 13 の 15 の<u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>については、2 の(1)の㉑の規定を準用する。</p>	<p>①～⑳ (略)</p> <p>㉑ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>の取扱いについて報酬告示第 13 の 15、16 及び 17 の<u>福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>については、2 の(1)の㉑の規定を準用する。</p>
15	P. 302 13 行目	<p>(5) 就労継続支援 B 型サービス費</p> <p>①～㉔ (略)</p> <p>㉕ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>の取扱いについて報酬告示第 14 の 17 の<u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>については、2 の(1)の㉕の規定を準用する。</p>	<p>(5) 就労継続支援 B 型サービス費</p> <p>①～㉔ (略)</p> <p>㉕ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>の取扱いについて報酬告示第 14 の 17、18 及び 19 の<u>福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>については、2 の(1)の㉕の規定を準用する。</p>
16	P. 315 9 行目	<p>(6) 就労定着支援サービス費</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>の取扱いについて報酬告示第 14 の 2 の 7 の<u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>については、2 の(1)の⑩の規定を準用する。</p>	<p>(6) 就労定着支援サービス費</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>の取扱いについて報酬告示第 14 の 2 の 7、8 及び 9 の<u>福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及</u></p>



NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
			<p>び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の㉔の規定を準用する。</p>
17	P.328 3行目	<p>(7) 自立生活援助サービス費            ①～⑬ (略)            ⑭ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>の取扱いについて            報酬告示第14の3の11の<u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>については、2の(1)の㉔の規定を準用する。</p>	<p>(7) 自立生活援助サービス費            ①～⑬ (略)            ⑭ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>の取扱いについて            報酬告示第14の3の11、12及び13の<u>福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>については、2の(1)の㉔の規定を準用する。</p>
18	P.376 14行目	<p>(8) 共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費            ①～⑳ (略)            ㉑ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>の取扱いについて            報酬告示第15の9の<u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>については、2の(1)の㉔の規定を準用する。</p>	<p>(8) 共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費            ①～⑳ (略)            ㉑ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>の取扱いについて            報酬告示第15の9、10及び11の<u>福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>については、2の(1)の㉔の規定を準用する。</p>